

令和8年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和8年7月9日（木）午後2時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 中 野 栄

2番 根 本 博

3番 三 須 清 一

4番 正 木 善 昭

5番 大 井 栄 一

6番 森 茂

7番 森 田 修

8番 川 村 泉 治

9番 大 炊 三枝子

10番 染 谷 智 毅

4. 出席農地利用最適化推進委員

香 取 典 男

田 口 忠

小 池 長 男

長 島 操

森 田 圭 一

5. 欠席農地利用最適化推進委員

相 馬 英 里

花 島 啓 介

6. 出席事務局職員

次 長 鈴 木 光 一

主 任 増 田 康 大

主 任 片 桐 圭 悟

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について

議案第 3 号 農地法第 5 条について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

報告事項

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 3 号 農用地利用集積計画の内容の変更について

三須清一会長

それでは始めさせていただきます。

皆様、農業者年金制度の勉強会ご苦労様でした。

ただいまから令和８年第７回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員１０名の出席をいただいておりますので、会議規則第８条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第１８条第２項の規定により、

２番 根本 博委員

４番 正木 善昭委員にお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の増田主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第１号から議案第４号までの合計４議案についてです。

議案第１号「農地法第３条について」３件、

議案第２号「農地法第５条の規定による許可処分の取消願について」１件、

議案第３号「農地法第５条について」２件、

議案第４号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）７件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、農地法第 3 条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 8 年 7 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

議案第 1 号、整理番号 1 番の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑 3 筆、合計面積は 1,076 平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇の南西側約 260 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 4 ページをご覧ください。

受人は〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての、報告をお願いします。

森茂第 1 調査会長 議案第 1 号、整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、営農計画書で、本人が年間 170 日、父が 10 日、母も 10 日、兄が 5 日です。

耕運機、草刈機を購入予定です。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号、整理番号 1 番「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 1 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第 1 号、整理番号 2 番「農地法第 3 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 11 ページからとなります。

議案第 1 号、整理番号 2 番の申請地は、〇〇〇地先の畑 1 筆、面積は 2,995 平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約 350 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 14 ページをご覧ください。

受人は、株式会社おひさま総合研究所で、渡人は〇〇の方です。

圃場実習のため、賃貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第1調査会長から調査結果についての、報告をお願いします。

森茂第1調査会長 議案第1号、整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.2ヘクタールで、農業従事日数は、代表取締役が年間150日です。

トラクター、耕運機、管理機等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第 1 号、整理番号 3 番「農地法第 3 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 29 ページからとなります。

議案第 1 号、整理番号 3 番の申請地は、〇〇字〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 1,894 平方メートルの持分 4 分の 3 の所有権を移転するものです。

所在地は〇〇〇〇〇の北東側約 70 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 32 ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇の方、他 1 名です。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての、報告をお願いします。

森茂第 1 調査会長 議案第 1 号、整理番号 3 番について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

営農計画書では、農業従事日数は、本人が年間 150 日で、夫が 25 日です。

耕運機、刈払機、噴霧機等を揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号、整理番号 3 番「農地法第 3 条につい

て」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 3 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案資料は 45 ページになります。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について、次のとおり農地法第 5 条の規定による許可処分について、取消願があったので審議を求める。

提出日 令和 8 年 7 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

本案件は、令和 8 年 1 月 21 日申請、同年 2 月総会、議案第 2 号、整理番号 1 番として審議し、許可相当となったものです。

測量後に面積が変わったことに伴い、許可処分の取消願があったものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。これより、採決します。

取消することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号については、原案どおり取消とすることに決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 3 号、農地法第 5 条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 8 年 7 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 47 ページになります。

議案第 3 号、整理番号 1 番「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。

本案件は、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」の面積変更後の許可申請になります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 870 平方メートルの所

有権を移転するもので、転用事由は太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の南東側約 450 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 48 ページをご覧ください。

受人は株式会社 ES-MIRAI で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板 136 枚、パワーコンディショナー10 台を設置し、49.5 キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、必要に応じ小堤やU字溝等により雨水、土砂が流出しないよう対策します。

また、令和 7 年 12 月 19 日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は 20 年固定で 1 キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

森茂第 1 調査会長 議案第 3 号、整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

申請地は、令和 8 年 2 月 3 日、第 2 調査会において現地確認されており、障

害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋立も必要のない、太陽光発電事業用地として適している土地であることが確認されています。

また、立地基準については、前回の調査において、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから第２種農地と判断されました。

第１調査会においても、現時点において土地並びに周辺の土地の状況に変化がないことから、前回の調査同様第２種農地として判断しました。

前回の申請時における事業計画等に変更がないことを踏まえ、農地法第５条の立地基準や一般基準を満たしており、隣接土地所有者に支障がない旨確認されていることから、第１調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第３号、整理番号１番「農地法第５条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第３号、整理番号１番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号、整理番号 2 番「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 58 ページからとなります。

整理番号 2 番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 636 平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は、駐車場及び資材置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東南側約 250 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 66 ページをご覧ください。

受人は、株式会社 ARS で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

土地造成については、砂利敷きで、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、周囲は鋼板で囲います。

隣接農地所有者には、事業計画、被害防止対策等について説明したところ、特に意見はありませんでした。

事業に係る経費は〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

森茂第 1 調査会長 議案第 3 号、整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ても必要

ないため、駐車場及び資材置場として適しています。

現地調査では、土地造成については、砂利敷きで切土や盛土は行わず、雨水は敷地内に自然浸透させることで、隣接する農地にも影響がないことを確認してきました。

当該地についての現地調査での立地基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第２種農地」と判断しました。

農地法第５条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障のない旨確認されたことから、第１調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第３号、整理番号２番「農地法第５条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第３号、整理番号２番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の４ページをお開きください。

議案第４号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和８年７月９日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は８２ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、７件です。

整理番号１番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田６筆、合計面積は２,８７２平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は５年間、借賃は１０アール当たりコシヒカリ１等米〇キログラムです。

整理番号２番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田２筆、合計面積は５,５３６平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は５年間、借賃は１０アール当たりコシヒカリ１等米〇キログラムです。

整理番号３番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田３筆、合計面積は８,０５１平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は１０年間、借賃は１０アール当たりコシヒカリ１等米〇キログラムです。

整理番号４番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田１筆、〇〇字〇〇地先の地目田２筆、合計面積は８,６５６平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は１０年間、借賃は１０アール当たりコシヒカリ１等米〇キログラム

ムです。

整理番号 5 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 4,119 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 6 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、合計面積は 806 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 7 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 3 筆、合計面積は 2,111 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から議案第 4 号の調査結果についての報告をお願いします。

森茂第 1 調査会長 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番、整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含む約 2.45 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、父が 50 日、母も 50 日です。

トラクター、農用車、コンバイン等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含む約 17.16 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 260 日で、母が 240 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 4 番、整理番号 5 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含む約 3.22

ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 100 日で、妻が 200 日、子が 30 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 6 番、整理番号 7 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 0.7 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、父が 30 日、母も 30 日です。

トラクター、管理機を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。正木委員

正木善昭委員 二点、教えていただきたいんですけど、整理番号 1 番ですが、5 年間借り受けされるわけですが、私が持っている地図上では、登記上は畑で現況は田んぼになっており、賃借料もお米の物納となっていることから、間違いはないと思うのですが、全て田んぼとして耕作されるということによろしいかという確認です。

もう一点は、借り受けする農地面積が、各筆全て全面積ではなく、一部の借り受けとなっているのですが、この理由がわかりましたら教えていただきたいです。

三須清一会長 事務局、わかりますか。

暫時休憩します。

三須清一会長 再開いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。まず現況地目と登記地目が異なっている部分もございますが、基本的にはこちら田んぼの用途というところで間違いございません。

併せてですね、面積の方が一部賃借という形になっているのですが、こちら確認しましたところ、どうやら土地が畑部分と田んぼ部分に分かれているという状況のようです。

こちらの受人の方が、基本的に水稻農家の方なので、この借り受ける部分については田んぼとして受人が耕作する、残りの畑の部分については、引き続き地権者の方が畑として利用するという形態となっているということでしたので、一部の借り受けという形になっております。

以上です。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。

届出事由は、店舗用敷地が1件、分譲住宅が1件、老人福祉施設が1件です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第3号は「農用地利用集積計画の変更について」で1件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもって、令和8年第7回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。